二　株価指数関連店頭デリバティブ取引（次に掲げるものを対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。）　複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引

イ　株価指数（金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。ロにおいて同じ。）に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値（多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。）をいう。ロにおいて同じ。）

ロ　金融商品取引所に上場されている投資信託（その投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。）の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数に一致させるよう運用する旨を投資信託約款（同法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。）に定めたものに限る。）又はこれに類する外国投資信託の受益証券

三　債券関連店頭デリバティブ取引（法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券若しくは外国投資証券で投資法人債券に類する証券を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。）　複数の債券関連店頭デリバティブ取引

四　その他有価証券関連店頭デリバティブ取引（前三号に掲げる有価証券関連店頭デリバティブ取引以外の有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。以下この条において同じ。）　複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引

第一項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一　当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合　当該個別株関連店頭デリバティブ取引の額（当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第一号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

二　当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合　当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額（当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第二号において同じ。）に百分の十を乗じて得た額

三　当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合　当該債券関連店頭デリバティブ取引の額（当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第三号において同じ。）に百分の二を乗じて得た額

四　当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合　当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第四号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

五　当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六　当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　これらの株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七　当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　これらの債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八　当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　これらのその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該額が当該各号の有価証券関連店頭デリバティブ取引に関し顧客が負担する債務の履行に必要な金銭の額を超える場合にあっては、当該金銭の額）をいう。

一　当該額を、顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合　当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

二　当該額を、顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合　当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額

三　当該額を、顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合　当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額

四　当該額を、顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合　当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

五　当該額を、複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六　当該額を、複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七　当該額を、複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八　当該額を、複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合　当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額